

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1. 基本方針

株式会社康臨丸が運営する訪問看護ステーション和来（以下「事業所」という。）は、利用者及び従業者等（以下「利用者等」という。）の安全確保のため、

平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。

そのために事業所は、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

2. 注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。

（１） 利用者及び従業者にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症
集団感染を起こす可能性がある感染症で、
インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等

(2) 感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 (MRSA 感染症)、緑膿菌感染症等

(3) 血液、体液を介して感染する感染症肝炎 (B 型肝炎、C 型肝炎) 等

3. 平常時の対応

① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。

② 事業所における委員会の運営責任者は常時 1 名管理者が選任し、以下、5. の感染症対策委員会の設置に準ずる。

③ 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

イ) 利用者の健康管理

ロ) 職員の健康管理

八) 標準的な感染予防策

二) 衛生管理

④ 以下 6 . に準じた従業員に対する研修、シミュレーションを実施する。

4 . 感染症発生時の具体的対応

① 感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療措置
- (4) 区市町村への報告
- (5) 保健所及び医療機関との連携

② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

(1) 発生状況の把握

- 感染者及び感染疑い者の状況を把握し、情報を事業所内で共有する。またパンデミック及び、未知または新型ウイルス等の発症に関しては本部、感染対策委員会へと情報共有する
- 感染者及び感染疑い者の感染原因や感染ルート、行動の把握等必要な情報収集を行う

(2) 感染拡大の防止

- 感染者及び感染疑い者の対処方法を確認し、周知、指導する
- 感染者及び感染疑い者の支援方法を確認する
- 感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスク着用、手指消毒、行動制限等）の協力を依頼する
- 感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族など）の体調を確認する
- ウィルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を行う

(3) 医療機関との連携

- 感染者および感染疑い者の状態を報告し、対処方法を確認する
- 医療機関からの指示内容を会社・事業所内で共有する

(4) 保健所との連携

- 疾病の種類、状況により報告を検討する
- 感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する
- 保健所からの指示内容を全職員で共有する

(5) 行政関係機関との連携

- 報告の必要性について検討する
- 感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する

5. 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- ① 委員会の名称は「感染対策委員会」とする。
- ② 委員会の委員長は、担当マネージャーが務める。
- ③ 委員会の委員は、各ステーション内より1人選出する。
- ④ 委員会は、年2回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。
- ⑤ 委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。

- ・ ア 事業所内感染対策の立案
- ・ イ 指針・手引き・マニュアル等の整備・更新
- ・ ウ 利用者及び従業員の健康状態の把握
- ・ エ 感染症発生時の措置（対応・報告）
- ・ オ 研修・教育計画の策定及び実施
- ・ カ 感染症対策実施状況の把握及び評価

6. 従業員に対する研修の実施

事業所は勤務する従業員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、

衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びま

まん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

（１） 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

（２） 定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年 1 回以上実施する。

（３） 訓練（シミュレーション）

事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年 1 回以上実施する。

7. 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。

またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。